

事務局からのお願い 令和4年6月13日

本助成事業では新築工事の申請の際、建築確認申請済証の提出を求めています。最近では提出が遅いことが散見されます。

本助成事業の9条5項より「申請受付日以降、2回目の申請受付日までに着工するものに限る。」と明記しております。

★申請時点で確認申請済証が提出できない場合には
確認申請の届出書のコピーを添付してください。

★建築確認済証は申請(提出)日含めて翌申請日までに
ご提出ください。

★特段の理由がない限り、提出が翌申請日を超えた場合には
申請案件が助成金支給対象外となる場合があります。

事業者の皆様のご協力をお願い申し上げます。